

学校法人立命館と南都銀行が「遺贈による寄附制度」に関する協定 及び「遺言代用信託を活用した寄附制度」に関する協定を締結

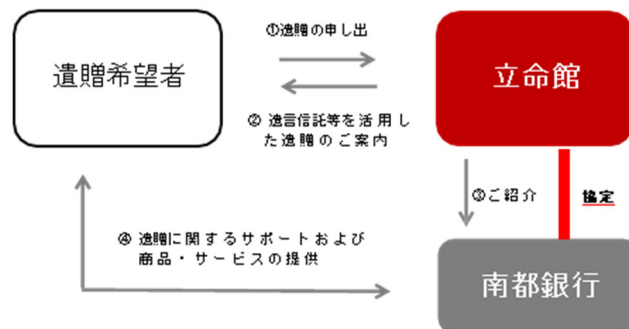
学校法人立命館(所在地:京都市中京区、理事長:森島朋三、以下、立命館)は、株式会社南都銀行(所在地:奈良市橋本町、取締役頭取:橋本隆史)と、「遺贈による寄附制度」および「遺言代用信託を活用した寄附制度」に関する協定を締結いたしました。

本協定は、現在の寄附に関する社会情勢を踏まえ、多種多様な寄附、とりわけ「遺贈」及び「遺言代用信託」に対する社会的要望に応えるべく、南都銀行様と共同で取り組みます。この協定の目的は、相互の協力により寄附を通じた社会貢献活動を活発化することです。本協定を通じて、寄附者の意志を実現するための制度として推進して参ります。

●「遺贈による寄附制度」に関する協定

立命館に「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行を紹介いたします。

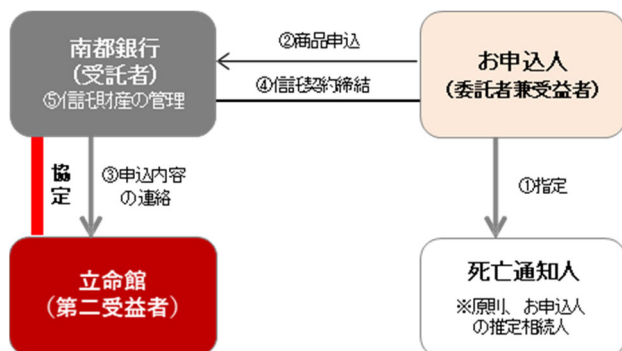
南都銀行は、遺贈希望者の「思い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートを行います。



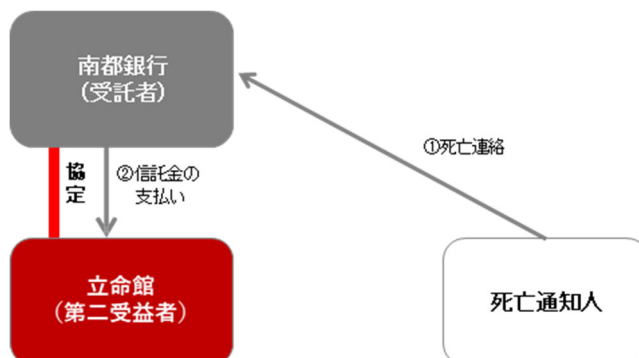
●「遺言代用信託を活用した寄附制度」に関する協定

本協定では、お申込人がご自身の財産を南都銀行様に信託し、生存中はご本人を受益者とし、お亡くなりになった後の受益者を立命館として定める信託による寄附制度となります。本協定による寄附では、南都銀行様の『<ナント>安心とどける信託「家族円満」』をご利用いただきます。

(1) 寄附申込時



(2) 相続発生時



本リリースの配布先: 京都大学記者クラブ

●取材・内容についてのお問い合わせ先

学校法人立命館 広報課: 池田

TEL: 075-813-8300 / mail: r-koho@st.ritsumeikan.ac.jp